

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年10月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）大師河原一丁目地区住宅開発計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
独立行政法人 都市再生機構 神奈川地域支社
地域支社長 盛 重晴

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）大師河原一丁目地区住宅開発計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
住宅団地の新設（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区大師河原一丁目1番地

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

都市基盤の整備、共同住宅の建設及び公共施設の整備

（2）内容

ア 開発区域面積	26,908㎡ ・住宅部分17,788㎡ ・公共施設部分9,120㎡（公園 2,701㎡ 道路等 6,419㎡）
イ 街区区分	1街区及び2街区（現時点で計画敷地面積以外の計画未定）
ウ 計画敷地面積	10,951㎡（1街区） 6,837㎡（2街区）
エ 主要用途	住宅
オ 主要構造	鉄筋コンクリート造
カ 延床面積（容積率）	18,845㎡（172.1%）
キ 建築面積（建ぺい率）	4,483㎡（40.9%）
ク 建物規模（建物高さ）	地下1階、地上14階（約48m）

ケ 計画戸数	240戸
コ 計画人口	720人
サ 駐車場台数	144台
シ 駐輪場台数	360台

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年5月

完了予定：平成19年3月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年10月22日(金)から平成16年12月6日(月)まで

(2) 場 所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

大田区：大田区役所羽田特別出張所、大田区役所(環境保全課)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。